

# 子どものショートステイについての一考察

武田 玲子

## はじめに—研究目的

ショートステイは、高齢・障害部門においては介護保険のなかで利用できる制度である。ショートステイの活用は、介護者にとってレスパイト機能を担い、在宅生活を維持する上で重要な福祉サービスと位置付けられている。

一方、児童福祉分野では、保護者の育児不安、出産、入院などの場合に、児童相談所において一時保護が実施されてきたが、福祉サービスではなく、行政処分として実施されている。児童相談所では、虐待理由の一時保護が多く占めるようになり、レスパイトの利用を制限せざるを得ないという状況があり、近年、市区町村の子育て支援において、育児不安や、出産、入院という同様の理由によるショートステイが、有料で実施されるようになってきた。児童福祉分野でも、一時保護やショートステイは、保護者のレスパイト機能を担っていると推察されるが、2つの制度が併存し、育て支援サービスのショートステイ事業は、自治体によって異なる方法で運用が行われている。

ショートステイ、レスパイトケアに関して、障害児、病児、里親についての先行研究はあるが、子育て支援、虐待予防に関するショートステイの文献は、CiNiiにおいても見つけられなかった。海外では、レスパイトケアは障害児、病児、里親に限定されず、児童虐待の軽減として位置づけられている。アメリカのChild

Welfare Information Gatewayでは、レスパイトケアに関して「両親や養育者に短期間のレスパイトサービスを提供することで、一時的に安心し虐待やネグレクトを軽減し、家族の安定性を促進する。」と述べている(Child Welfare Information Gateway 2017)。

ショートステイは、保護者の育児不安に対するレスパイト機能、出産や病気、災害、行事などの緊急対応に加えて、保護者の労働環境の多様化によるニーズへの支援という側面も期待されるようになってきている。

## 1 ショートステイのニーズについて

ひとり親家庭の場合、仕事で帰宅時間が遅くなると、夜間、子どもだけで過ごす時間が長くなる可能性が高い。2011(平成23)年全国母子世帯調査の報告では、親の帰宅時間についての調査で、母子家庭の場合に午後6～8時が39.8%、父子世帯で47.3%となっている。遅くなる帰宅時間についての割合としては、母子世帯の場合、午後8～10時6.1%、午後10～12時1.7%、深夜・早朝が3.2%で1割強の母親が午後8時以降の帰宅になる。父子世帯では、午後8～10時15.6%、午後10～12時4.1%。深夜・早朝4.5%で2割強にのぼる(厚生労働省2011)。ひとり親の場合、子どもだけで過ごす時間がふたり親よりも相対的に長くなる。野村は(独)労働政策研究・研修機構の2014年「子どものいる

世帯の生活状況及び保護者の就業に関する調査」を分析し、実際の平均就業時間がふたり親の母親は週30.49時間であるのに対して、ひとり親の母親の就業時間は36.9時間と長時間である上、非正規雇用が多く、ワークライフバランスの一層の支援が必要であると報告している。意識調査では「仕事時間が長すぎて家事や育児を果たすことが難しい」と考える母親の割合がふたり親では48.2%であるが、ひとり親では58.4%に上回り、ひとり親の負担感が強いと指摘している(野村2016)。

都市部の子どもをとりまく現状について、2016(平成28)年「港区子ども未来応援施策基礎調査」では、港区において児童育成手当を受給しているひとり親家庭の保護者・就学援助を受けている準要保護世帯の保護者・子どものいる生活保護世帯の保護者へのアンケート調査を実施し、以下の回答をえている。

- ・子どものことで困ったとき相談する人が「誰もいない」親は10.1%、無回答4.3%。
- ・家族、親戚以外に子どもを預けたりするような相手が「いない」親は59.1%、無回答4.9%。

この調査から、子どもの相談相手が少ない傾向、また、子どもを預けられる場がないなど子育ての孤立感がうかがわれる。

ひとり親で、長時間勤務、夜間のローテーション、出張等もある場合、身近に預けられる人がいなければ、夜間、子どもだけで過ごす時間が長くなり、トワイライト事業、ショートステイ事業のニーズが高くなると推測される。しかし、ニーズに対して子育て支援サービスがうまく合致せず、保護者の夜間不在中に火事で子どもが焼死する事件、また、ネットの紹介サイトを利用し、ベビーシッターに子ども預けて子どもが殺害される事件などがおきており、ネグレクトや子どもが危険にさらされる事件がおきている<sup>(注)</sup>。

都内子ども家庭支援センターと政令都市の児童家庭支援センターについて、2016年に筆者が行ったヒアリング調査では、在宅支援サービスの展開は、自治体ごとの独自性が強いという結果であった。なかでもショートステイに関しては、都内の子ども家庭支援センターにおいて、受け入れ可能定員が1枠という特別区もある一方で、複数のショートステイ先と契約している特別区もあり、転居すると同じサービスが受けられないという実情が見られた。政令指定都市の中には、児童家庭支援センターにおいて、短期子育て支援事業としてショートステイを実施している例もあり、自治体によりショートステイの方法や規模が著しく異なっていることがわかった(2016武田)。

本研究では、子どものショートステイに焦点を当て、関東圏都市部の子ども家庭部門のホームページ等で広報されている実施状況と、実施機関のスタッフへのヒアリング調査を行った。

## 2 調査方法と倫理的配慮

### (1) 市区町村における子どものショートステイに関する調査

#### 1) 市区町村のホームページ、広報などよりショートステイの調査

市区町村のホームページなど、住民に広報されているショートステイに関する情報と内容について2017年5月時点の調査を行った。調査項目としては、①利用目的、手続き、②実施機関と対象(人数・年齢)、③期間、④費用についてホームページ上の内容を整理したうえ、比較検討し、ショートステイの実施状況についての傾向を分析した。

#### 2) 調査範囲

都市部では児童虐待の発生が多く、それに伴い児童相談所の一時保護所も待機するような現

状がある。ショートステイにおいても、要保護性のニーズが高いと考えられ、都内及び関東圏政令指定都市の状況について調査を行うこととした。

調査範囲は、①特別区23区、②都内26市部、③政令指定都市5市(横浜市・川崎市・相模原市・さいたま市・千葉市他)計54カ所が調査対象である。

## (2) 子どものショートステイを実施している機関へのインタビュー調査

### 1) 調査方法

ショートステイの対象における要保護児童の割合、また実施する上での課題について、ショートステイの実施機関の施設長に2017年6月インタビューを行った。インタビュー項目としては①利用者の特性、②特別な支援、③課題や展望について内容を整理し、ショートステイの実施状況を分析した。

### 2) 調査対象

ショートステイの実施機関は自治体によって、児童養護施設、乳児院、その他の機関で、実施している場合がある。本インタビュー調査では、ショートステイの受け入れ定員数が3名以上で、受け入れ経験が比較的豊富な実施機関に依頼した。また実施機関が偏らないよう配慮し、乳児院2カ所(A・B)、児童養護施設2カ所(C・D)、その他2カ所(E・F)の計6カ所に調査協力をえた。

### (3) 倫理的配慮

インタビュー調査に関しては、施設長に電話連絡し、調査依頼の趣旨について説明を行った。その後、施設長あてに依頼文を送付し、承諾書を提出していただいた。調査内容に関して、利用者と調査協力者について、個人が特定されな

いように配慮した。本調査について、明治学院大学社会学部社会福祉学科における倫理審査を受け、承認されている。研究の妥当性に関しては、インタビュー結果をまとめた内容については、協力者に送付し、内容の確認を行っている。

## 3 調査結果概要

### (1) 市区町村で実施されているショートステイの調査結果(ホームページ、広報などより)

#### 1) ショートステイの目的

ショートステイの目的としては、①保護者の疾病・出産など一時的入院や静養、②同居家族の看病、③事故・災害、④冠婚葬祭、⑤仕事での出張、帰宅が夜間、⑥育児疲れ等、育児困難という内容が表現の違いはあるがほぼすべての自治体で挙げられている。唯一、港区は「安心して産み育てることができる環境を作る事を目的」と明記して少子化対策の側面を打ち出している。

#### 2) 手続き方法

54カ所のうち1市のみ未実施であったが、その他の53自治体において、子どもに対するショートステイ事業を実施している。手続きとしては、子ども家庭支援の行政窓口で相談を行うところが都内22区、都内24市、政令指定都市5市、計51カ所であった。相談・申請書提出に加えて、子どもに関する補助資料・児童連絡票、緊急対応及び感染症に関する提出物、保護者が養育できない理由の根拠資料等の提出を明記している自治体など様々である。さらに、定期的な利用を想定し事前見学、事前登録制をとる自治体もあった。なお、行政窓口を通さずに直接ショートステイ事業の実施施設に相談し、登録する方法をとっている自治体が都内1区1市、計2カ所みられた。

ショートステイの目的は同じであっても、手

続き方法は自治体ごとに異なり、保護者の利用ニーズの把握や利用回数の設定などについて、異なる基準で行われている。

### 3) 利用対象年齢と実施機関の種類

子どもの年齢によるショートステイの実施機関については、表1のとおりである。

乳児のショートステイは、14自治体で乳児院において実施されている。児童養護施設では、2歳～小学生年齢までの受け入れが、25自治体で行われている。児童養護施設で中学生年齢まで受け入れ5自治体、17歳年齢まで受け入れているのは2自治体のみで、主なターゲットは幼児から小学生年齢であった。

母子生活支援施設においては、2歳～小学生年齢は3自治体、2歳～中学生は3自治体、3歳～中学生年齢が1自治体で、母子生活支援施設の方が、中学生の受け入れの割合が高い。

協力家庭におけるショートステイは6自治体で実施されていた。また、ショートステイ専用の施設における実施が8自治体、児童家庭支援センター型が2自治体という内訳であった。

行政機関により、複数の実施施設と契約して、乳児から中学生年齢まで受け入れているところもあれば、1施設のみで幼児から小学生年齢に限定して実施している場合もあり、地域差が生じていた。

表1 対応年齢別実施機関

ショートステイ実施機関と対応年齢  
(1行政区で年齢により、複数の実施機関があるため、重複あり)

実施機関	年齢	23区	26市部	5政令指定都市	計54
乳児院	乳児(施設により月齢は異なる)	11	0	3	
	計	11	0	3	14
児童養護施設	2歳(施設により生後57日・1歳半から)～小6	8	16	1	25
	2歳～中学生	2	2	1	5
	2歳～17歳	1		1	2
	計	11	18	3	32
母子生活支援施設	2歳～小6	3	0	0	3
	2歳～中学校3年生(1ヶ所3歳～)	3	0	1	4
	計	6	0	1	7
協力家庭	2歳～小6	4	2	0	6
	計	4	2	0	6
その他	子どもショートステイ専用(自治体により名称は異なる。対象年齢も自治体によって異なる)	4	4		8
	児童家庭支援センター 2歳～12歳			1	1
	児童家庭支援センター+独自施設2歳～17歳			1	1
	計	4	4	2	10
施設の記載なし		2	2		4
未実施			1		1

(注)政令市の場合複数の施設で実施しているが、市単位で掲載

#### 4) 受け入れに関する条件

ホームページ上で確認できたショートステイ利用に関しての条件について表2のとおりであった。

感染症など体調を理由に、ショートステイの利用ができないと記載されている自治体は20カ所であった。そのほか、障害や行動に課題があるなどの理由で、ショートステイの利用ができないと記載がある自治体は10カ所であった。特に、利用条件などの明記がない自治体が27カ所であったが、実際の運用は不明である。

#### 5) 調査結果からみる自治体間の運用の違い

##### ①利用期間

利用期間について、1カ月に6、7泊までショートステイの利用できる自治体が多かった。年間利用日数については、延べ6泊を限度とする自治体もあれば、年間50泊まで利用可能な自治体もあり、幅があることがわかった。

##### ②利用費用

1泊2日で1,500～6,000円まで自治体により

ショートステイの利用料金は異なっている。ほぼすべての自治体で減免措置制度はあるが、生活保護世帯と住民税非課税世帯がともに無料である場合と、非課税世帯は半額になる場合など自治体により減免の基準は異なっている。

##### ③利用定員数

利用定員枠に関して、ホームページなどで記載がない自治体が多く、実数は不明である。記載のある場合、1日につき、原則2～5名程度のショートステイ受け入れ枠がある自治体が多くを占めていた。協力家庭においてショートステイの実施を行っているのは、前記の通り6自治体あるが、協力家庭数は各自治体で異なっている。

広報されている内容からみると、2歳～小学生年齢1名の利用に限定されている自治体もあれば、契約している実施機関が複数あり、乳児院で1日3名、その他の施設で10名、1日に13名まで利用可能というような自治体もあり、運営規模の違いが見られた。

##### ④送迎について

表2 ショートステイ利用上の条件

ホームページ上で確認できたショートステイ利用に関しての条件・制限(重複あり)

利用条件・制限		都内 23区	都内 26市	政令指定都市5	計54
健康状態	感染症があるなど体調による、利用不可。	11	8	1	20
障害・行動等	集団生活が可能	1		1	2
	入所中利用施設や付帯設備等に損害を与えた場合は、損害額を賠償していただくことがある、申請内容に虚偽が判明したとき、管理者の指示に従わないときなどは利用をお断りすることがある。	1			1
	身障、愛の手帳所持、極度の多動性等、など利用不可。	1	3		4
その他	高価品の持ち込み不可	1			1
	子どもが備品設備など破損した場合は実費相当の弁償。	1	1		2
特になし	特に明記無し	10	13	4	27
未実施			1		

いくつかの自治体では、実施事業所で子どもの送迎をやっている旨、記載されていた。さらに、ショートステイ利用期間中に、一部有料ではあるが、子どもを保育園、幼稚園、学校に送迎していることも明記している自治体もあった。

## (2) ショートステイを実施している機関へのインタビュー調査結果概要

ショートステイの実施機関にインタビューを行ったところ、それぞれ統計は取られていたが、統計項目が一致していないため、比較検討は出来なかった。

### 1) 利用者の特性

各施設長へのインタビューの中で、利用者の特性に関するものは表3のとおりである。

#### ①育児疲れなどのレスパイト利用

利用者の特性としては、レスパイト理由によるものが、多いと指摘された。

- (A)「育児疲れの場合、利用日数が長い。」
- (B)「レスパイト理由が半数を占める。」
- (C)(D)「レスパイトによる利用が多い」
- (E)「保護者の精神疾患、ひとり親等の養育困難……少しだけ離れて振り返るきっかけ」
- (F)「親子で疲れレスパイト利用。」

保護者の育児疲れにおいて、ショートステイによるレスパイトが行われ、利用割合の多くを占めていることが語られた。

#### ②継続的な利用者の存在

利用者の中には、1回の単発的利用ではなく、どの施設においても何らかの理由で継続的利用者の存在が指摘された。

- (A)「ひとり親で出張など、リピーターがいる。」
- (B)「要支援で繰り返しの利用。」
- (C)「リピーターが多い。」
- (D)「幼児の時より小4まで継続的利用。」
- (E)「発達の課題有……長期的に見ている。」

(F)「継続的に利用するリピーターがいる。」

継続的利用に際しての理由は、出張、要支援、発達の課題など、いくつかの要因があげられた。

#### ③障害、発達の課題

子どもの側の要因として、障害、発達の課題の指摘があった。

- (A)「発達障害、知的障害も受け入れ。」
- (B)「発達障害の傾向が強い子が多い。」
- (C)「発達の課題がある場合、調整が必要。」
- (D)「個別級、通級利用の子ども……小さい部屋を利用する工夫」
- (E)「発達の課題有、小2でも2歳の壁を越えられない。」
- (F)「手帳はないが、発達の課題のある子どもの増加。」

各施設のショートステイにおいて、障害や発達の課題を持った子どもへの支援が行われている実態が語られた。

#### ④出張などの育児支援

出張に関しては、全ての実施機関ではないが、利用ニーズがある。

- (A)「ひとり親の出張」
- (D)「長期出張」
- (E)「海外出張」

要支援ニーズと比較して、言及は少ないが、就労を継続するためにショートステイが利用されていることがわかった。

## 2) 利用児童への特別な支援と限界

利用児童への特別な支援と受け入れる上での限界について、表4にまとめた。

#### ①特別な支援

ショートステイの利用に際して、乳児のみをうけいれている(A)をのぞき(B)(C)(D)(E)(F)においては、地域の保育園、幼稚園、小学校への送迎が行われている。また保護者支援については、(D)「行動観察をして、落ち着ける方

表3 利用者の特性

事業所	利用者の特性
A乳児院	①保護者の疾病による利用実人員が多い。 ②育児疲れの方の利用者の利用日数は長い傾向。 ③ひとり親で出張等、リピーターの利用がある。 ④発達障害、知的障害児も受け入れている。ダウン症児の継続利用例などがある。 ⑤その他としては、学校行事や、母親の資格取得等の利用もいる。
B乳児院	①レスパイトの理由が最も多い。約半数。 ②要支援で繰り返しの利用が多い。 ③2歳以上の場合、発達障害の傾向がある子が多い。
C児童養護施設	①レスパイトによる利用が多い。 ②都営・市営団地が多く、ニーズあり。生活保護世帯、非課税世帯が約半数をしめている。 ③多子世帯の利用がある。 ④リピーターが多い。 ⑤6名利用できても発達の課題がある場合など、メンバーにより調整が必要。
D児童養護施設	①家庭ごとに目的は異なるが、母親の精神疾患、ひとり親等で「ゆっくり寝たい。」「たたきそう。」などの連絡が区にはいり、レスパイトの利用が多い。 ②児童相談所からは、施設退所や一時保護所から家庭復帰する際に、2週間に1回、月に1回など計画的な利用がある。 ③海外出張、長期出張、入院、出産などの利用もある。 ④幼児のときより小学校4年生まで継続して利用しているケースもある。 ⑤個別級、通級利用の子どももいて、「イライラしたら気分を変える」小さい部屋を利用するなど対応を工夫している。
E子育て支援施設	①出産時の利用が多い。区長が子育てに力を入れており、第二子第三子を出産しやすいように応援。1カ月前より予約が可能で安心して出産。 ②海外出張などによる利用。海外でも保護者と連絡が取れるようにしている。 ③ひとり親、ネグレクトなどの養育困難。夜間放置などのネグレクトは、すぐ児相で分離という事でなく、少しだけ離れて振り返るきっかけとする。 ④発達の課題があり、小学校2年生でも2歳の壁を越えられない場合など長期に継続して試している。
F母子生活支援施設	①非課税・生保世帯がひとり親が多く、課税世帯は半数以下。 ②養育支援の理由によるものが増加。親子で疲れ、レスパイト利用。母の精神疾患も多く、出張等を理由とする一般家庭の利用は少ない。 ③継続的に利用するリピーターがいる。 ④手帳はないが、発達の課題がある児童の増加。

法を保護者に伝える。」(E)「保護者支援はセンター長がおこなっている。」と語られた。子どもへの支援としては(D)「小集団活動への参加」(E)「小学校との連携」(F)「年越しの受け入れ」なども実施されている。

### ②受け入れる場合の限界

感染症等の場合の受け入れはいずれも対応できない。障害、発達の課題のある子どもの受け入れは、前記の利用者の特性において触れられているが、(B)「どこまでのレベルの受け入れが

可能か」(F)「手帳、診断がない場合は受け入れている。」と模索しながらショートステイの実施がされていた。

### 3) 課題や展望

ショートステイの実施に関する課題と展望は、3点の課題があげられる。

#### ①子ども、職員、経営上の負担

ショートステイは、突然実施されることが多く、子ども本人にとって環境の急激な変化は負

担になり、入所中の他の子ども達にとっても影響を及ぼす。

(A)「単発にプラス1人を受け入れて、乳幼児の世話をする養育者の負担は大きい。また、単価も安い。」

(B)「緊急対応も多く、短期間で生活リズムが作りにくい、初めは泣くので、職員が受け止めるが、他の子を我慢させてしまう。受け入れる現場の職員としては、たいへんな面が多い。」

(C)「必要なことをするには手間暇がかかるので、経営上は大変な面もあるが、利用できてよかったという声を聞くので実施している。」

子ども本人にも職員にも経営上も突然のショートステイは負担感があり、職員体制などの配慮が必要である。

②保護者支援の一環としてのショートステイ  
ショートステイの実施は、緊急に実施されることが多いが、計画性をもち、保護者支援の一

表4 子どもに対する特別な支援と受け入れる上での限界

事業所	特別な支援、限界
A乳児院	①区からの依頼があれば、感染症以外で断ることはない。(児相からの一時保護の場合には、少々の発熱など、体調不良も原則断らない。) ②発達障害、知的障害児も受け入れて継続支援。 ③直接、利用希望の相談は受けておらず、利用前の見学は区からの依頼があれば応じている。 ④月齢が小さいため、幼稚園、保育園などへの送迎は実施していない。
B乳児院	①病児の受け入れ、特に感染症の場合は不可。 ②発達障害など、どこまでのレベルが受け入れ可能か職員も勉強が必要。 ③保育園、幼稚園への送迎は実施。 ④当初は、乳児院と一緒に過ごしていたが、2歳以上になると攻撃的な言動が乳児に対してでることもあり、2歳以上は現在は、ショートステイの部屋で過ごし、保育園、幼稚園への送迎を実施して生活リズムを崩さないようにしている。 ⑤幼稚園の場合、お弁当など課題有。
C児童養護施設	①学校保育園への送迎の支援有。1回500円。 ②職員が付き添い、タクシーを利用することもある。 ③遠方であると市内1時間半かけて迎えに行く。
D児童養護施設	①原則は保護者の送迎であるが、ひとり親で具合が悪く連れてこれず、利用できない場合があったため、送迎もしている。 ②利用期間中には小学校への送迎をしている。 ③行動観察をおこない落ち着ける方法を探して、保護者に伝える。 ④小集団の活動として、児童養護施設の行事と一緒に参加。
E子育て支援施設	①生活リズムを整える。 ②登校、登園の送迎。 ③長期的なスパンで応援。 ④親支援。保護者対応はセンター長が行っている。保護者の背景を丁寧に聞き取ると、ありのままに話してくれる。子どもを傷つけそうだとパニックになる場合など電話して伝える。イライラするねと話を聞いてあげると、自分から答えをみつける支援。 ⑤子どもの発達の壁をとる。何年生と思わず、その子の発達年齢で対応する。つい引っ張ってしまうと子どもは苦しくなるのでそのように学校の先生にも伝える。 ⑥医療ケアが必要な子どもの対応は難しい。
F母子生活支援施設	①保育園、学校への送迎は実施。(片道1,000円を超えた場合は実費) ②感染症の場合中止 ③発達の課題のある場合も診断がない場合は受け入れている。時間の流れが緩やかで、家や学校で落ち着けない子が落ち着くことができる。各種手帳を持っている場合や、医師より診断名がついている場合は受け入れている。 ④リピーターの利用が多く、年越しに利用する世帯もいた。

環として実施されるべきとの指摘もある。

(D)「機関として孤立感を感じることもある。ショートステイで預かることで見えてくることがあり、区や児相に情報を返していくが、どのように生かされているのか疑問」

(E)「職員の中にはショートステイを繰り返す場合など、児童養護施設ではないかという議論もあるが、今求めているので預かってあげようと話している。」

(F)「②保護者支援は課題。保護者は急な入院等でセンターの職員が連れてくることが多く、直接保護者との接点が少ないため、もう少し関係機関で保護者支援をやってもらいたい。」

子どものショートステイを実施するだけでなく、保護者支援が必要であり、子ども家庭支援のソーシャルワークの機能が求められていると言える。

#### ③児童相談所の措置と市区町村によるショートステイの整理

児童相談所による一時保護や措置と、身近な自治体によるショートステイについての整理が課題として挙げられている。

(A)「ショートステイを一時保護的に利用する例がある。本来は、児相で一時保護する措置事例ではないかということが、施設長会議で話題になることがある。」

(B)「生後7日よりショートステイで、そのまま措置入所という本来の地域での支援目的のショートステイとは異なる利用方法になる場合もあり、ケースワークとして課題がある。」

(C)「現在は実現できていないが、市からのショートステイがない時など、児童相談所からの一時保護委託児童をショートステイ棟で預かる等、柔軟に対応できることが望ましい。」

同じ実施機関での措置による一時保護と子育てサービスの一環としてのショートステイが実施されていることから、混乱が生じる可能性が

指摘された。

## 4 考察

本研究では、ショートステイの実施状況としては、54自治体のうち53カ所の自治体において、ほぼ同じ目的で実施されていた。しかし、実施状況としては、手続き方法、対象年齢、受け入れ実施機関が各自治体により異なっていた。乳児に対するショートステイは、14自治体25%で実施、中学生以上の年齢に対するショートステイの実施は、12自治体22%に限られ、半数以上の自治体では対象年齢層は、幼児から小学生に限定されている。利用回数の上限、費用負担も其々の自治体で定められており、非課税世帯への減免の実施の有無など、自治体によって減免基準にばらつきがみられた。

ショートステイの受け入れ先としては、乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設、児童家庭支援センターという児童福祉法の施設以外に、自治体によっては独自のショートステイ施設が作られ、また、協力家庭によるショートステイを実施している自治体もあり、様々な方法が模索されている状況であった。受け入れに際しての制限について、特に記載がない自治体は27カ所に上るが、それ以外の20カ所では感染症などの疾病の場合には、受け入れられず、障害、行動上の問題がある場合の受け入れの制限も10カ所で見受けられた。児童相談所による一時保護所では、入所時に健診が実施され、嘱託医、看護職の判断を仰ぎ、可能な範囲で病児対応も行うことがある。医療職に加えて保育士、児童福祉司、児童心理司の協力もあり、虐待や非行等、専門性を要求される支援をする上で健康管理、通院、服薬などが不可欠である。ショートステイの場合にはそこまでの人員配置が厳しい面があり、結果的に受け入れられる子どもの状況により、制限が生じると推察される。また、

ショートステイのスペースで、病児の別室対応も困難であるという現状が見受けられた。

ショートステイを実施している機関のインタビュー結果としては、レスパイト効果、継続的利用、発達の課題への対応という特徴が指摘された。このように利用者の特性として、要支援的なニーズが指摘された一方で、地域によっては夜間就労、海外出張などの労働環境の多様化に伴うニーズにも対応していることがわかった。

子どもに対する特別な支援として、保育園、幼稚園、学校への送迎を実施し、生活リズムをなるべく変化させないようにする工夫、発達の課題のある子への支援も行われていた。緊急のSOSに対応するショートステイ児を受け入れる際に、入所児童にも影響が出ないような配慮が必要で、職員にとっても経営上も「手間暇かかる支援」ではある。

今後の展望として、(A)「夜間、母が就労するひとり親世帯も多くなり、照会が多い。」(B)「ホームスタート等の地域支援事業と連携してショートステイを実施。」(E)「支援ではなく、応援をしている。子育ては1人では難しい。」と方向性が語られた。夜間就労のひとり親支援、訪問事業とショートステイの連携、保護者支援など在宅支援システムの充実が求められていた。感染症や、障害児、入所児童への配慮など限界もあるが、ショートステイは保護者のレスパイトにより虐待の予防施策となっている。さらに継続的に親子を支援することで親子分離に至らない結果となり、在宅生活を維持する支援策であると考えられる。

本調査で、ショートステイの手続き方法、事業の運営規模、非課税世帯への減免制度などの自治体間格差が明らかになった。地域によってニーズや社会資源の違いはあり、支援内容に地域性が出ることはやむを得ないが、制度を利用する上で、運用面の基本的な部分に関しては、

保護者と子どもにとって利用しやすく、公平であるべきで、地域間格差の是正が必要である。

このたびインタビューした事業所は、複数のケースを受け入れ、継続的支援の実施、送迎等の特別な支援を行っており、先駆的な事例であると言えるかもしれない。こうした取り組みをモデル事例として、今後、子どものショートステイの取り組みが広まることが望まれる。

## 5 本研究の意義と課題

本研究は、関東圏の都市部におけるショートステイについての調査であり、全国的な状況について、言及することはできなかった。ホームページ、広報などの情報をもとにした内容の分析であり、実態との乖離がある可能性はあるが、一般の利用者にとって一番初めの情報であり、サービスを受け入れるかどうかの判断材料になると考えられる。ショートステイ実施事業所のインタビューでは、緊急にショートステイで受け入れた子どもたちに対する支援の工夫が語られ、要支援層に対するレスパイト機能と同時に、多様な就労形態への対応など、今後の方向性についての言及も得られた。

ショートステイを実施する上での専門性や運営上の課題などメゾ的な視点での探究、市区町村によるショートステイと、児童相談所における一時保護についての整理など、マクロ的な研究も今後の課題である。

### 【謝辞】

本調査研究におきまして、お忙しい中、インタビュー調査のご協力をいただきました実施機関の皆様、深く感謝いたします。

### 【注】

(注) 2017年4月21日埼玉新聞によると、4月19日夜、さいたま市のマンション1階で起きた火災では、ひとり親の母親が仕事で外出中、0～5歳の子ども3人のうち長女4歳が死亡、

## 子どものショートステイについての一考察

長男5歳、次女8カ月は意識不明の重体となった事件が発生し、「母子家庭支援の弱さ象徴」という見出しで記事になっている。

2014年3月25日付け「アエラ」は、3月17日埼玉県富士見市で発生したベビーシッターによる2歳児の殺人事件後、アエラネット会員に調査を実施し、切実な声が集まったと報告している。「公的サービスは安いけど、例えば、ショートステイは原則1週間前までに申請、など使い勝手が悪く、いざという時に助けになってくれない。最終手段としてシッターに頼ってきました。」等の意見が寄せられている。「頼る人がいない、公的支援頼れぬ、綱渡り子育て」と報告された。

### 【参考文献】

- Child Welfare Information Gateway, “Respite Care Programs”  
<https://www.childwelfare.gov/topics/preventing/prevention-programs/respites/respites-care-for-resource-families/2017.8.24>
- 厚生労働省, 2011, 『平成23年度全国母子世帯等調査結果報告』
- 港区, 2016, 『港区子どもの未来応援施策基礎調査』報告書.
- 野村かすみ, 2016, 「ひとり親の母親の生活と就業時間」『ビジネス・レーパー・トレンド2016年6月号』(独)労働政策研究・研修機構.
- 武田玲子, 2017, 「児童虐待防止のための在宅支援—児童家庭支援センター、子ども家庭支援センターに関する一考察—」『明治学院大学社会学部付属研究所年報』47: 85-101